

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木は、景観の質を高める構成要素というだけでなく、地域資源を生かした魅力あるまちづくりの面からも大切な地域資源とも言えます。このため、景観計画区域内の建築物・工作物(以下「建造物」、樹木(樹林地は除く)のうち、良好な景観形成に重要な役割を果たすものを景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

景観重要建造物及び景観重要樹木は、当該建造物及び樹木の維持、保全や継承に資することは当然ながら、これらが地域の個性ある景観づくりの核となることにより、ひいては当該建造物及び樹木を取り巻く地域の良好な景観の形成に有効なものとなります。

そこで、景観重要建造物及び景観重要樹木の管理者は、保全のための適正な維持管理を行うこととし、景観重要建造物の外観を変更したり、景観重要樹木を伐採又は移植する際には、市長の許可が必要となります。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を推進するため、管理者に対して必要な支援を行っていきます。

1. 景観重要建造物の指定の方針

市街地景観や田園集落景観の範囲内(P26 図3-3)において、公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて指定します。(文化財に指定されているものは、指定の対象とはなりません。)

- ① 市民に広く愛され、親しまれ、またランドマーク※やアイストップ※となっているなど、地域における景観上のシンボルとなっている建造物
- ② まち並みの雰気づくりに寄与するデザイン性や景観性を有し、地域固有の景観形成を促進する建造物
- ③ 創建当時の典型様式や伝統的技法が外観に見られ、地域の歴史文化を伝承し、文化財的価値を有する建造物

指定に当たっては、関連する分野の専門家又は景観審議会等の意見を聴き、当該建造物の所有者の合意を得た上で、保全が必要と総合的に評価されたものを景観重要建造物として指定し、保全・活用します。下の写真は、指定の候補となるような建造物です。



写真 5-1. 勝山城博物館



写真 5-2. 花月楼

※ランドマーク: その土地の目印や象徴になるような建造物

※アイストップ: 目にとまる様

2. 景観重要樹木の指定の方針

市街地景観や田園集落景観の範囲内（P26 図 3-3）において、公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて指定します。

- ① 市民に広く愛され、親しまれ、地域におけるシンボルやランドマークとなっている樹木
- ② 古木や巨樹であったり、心象に残る樹容を成すなど、地域景観の固有性を高めている樹木

指定に当たっては、関連する分野の専門家又は景観審議会等の意見を聴き、当該樹木の所有者の合意を得た上で、保全が必要と総合的に評価されたものを景観重要樹木として指定し、保全します。下の写真は、指定の候補となるような樹木です。



写真 5-3. 西方寺の銀杏



写真 5-4. 毘沙門の樺



写真 5-5. 花月楼のしだれ桜